

日中一時支援事業 ウィルケアみよし 利用契約書

_____（以下「利用者」）と株式会社ウィルケア（以下「事業者」）は、事業者が日中一時支援事業を希望する利用者に対して提供する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」）について、以下の通り契約します。

第一章 総則

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対し施設利用を提供して、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行う事を目的とし、地域生活支援に基づく「日中一時支援事業」のサービスについて定めます。

（日中一時支援事業）

第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の日中一時支援事業を提供します。

- 2 日中一時支援事業の提供は、責任者、指導員等の従事者が当たります。
- 3 事業者は、利用者の障害程度に応じて、利用者に日中一時支援事業を提供します。
- 4 事業者は、日常生活の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立に基づいた支援を行います。
- 5 事業者は、日中一時支援事業の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

但し、契約満了日以前に受給者証の支給有効期間満了日が更新された場合には、更新後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第二章 利用料金

（利用料金）

第6条 利用者は、サービスの対価として、市町村が定める定率負担額対象料金を事業者に支払います。

- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。
- 3 事業者は、日中一時支援事業の提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払い及び方法等)

第7条 利用者は、日中一時支援事業の提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払います。

- 2 利用者は、利用料を利用月ごとに支払います。
- 3 事業者は、利用者からの利用料金の支払いを受けたときには、利用者に領収書を発行します。

第三章 事業者の業務

(健康管理)

第8条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(緊急時の援助)

第9条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関または利用者の指定する機関での診療を依頼します。

- 2 前1項の他、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(守秘義務)

第10条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務で知り得た利用者またはその家族に関する秘密を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、従事者が退職後、正当な理由が無く在職中に知り得た利用者またはその家族に関する秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

第四章 損害賠償

(損害賠償)

第11条 事業者は、日中一時支援事業の提供により事故が生じた場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、日中一時支援事業を提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第12条 事業者は、利用者に対する日中一時支援事業提供に関する書類等整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物交付を受ける事が出来ます。

但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求出来るものとします。

第五章 契約の終了

(契約の終了)

第13条 利用者は、30日以上予告期間において文書で施設に通知することにより、この契約を解約することが出来ます。

但し、次の事由に該当する場合に利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来ます。

(1) 事業者が正当な理由無くサービスを提供しないとき。

(2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することが出来ます。

(1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院できる見込みがない場合。

(2) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行ったと認めるとき。

※利用者が、他の利用者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなど。

※利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなど。

(3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させる事が出来ない場合。

(4) 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し期限を定めて再三催促したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料金の支払いがないとき。

3 利用者が死亡した場合。

第六章 その他

(苦情解決)

第14条 利用者または家族、法定後見人は、事業者が提供した日中一時支援事業に関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口にて苦情を申し立てる事が出来ます。事業者は苦情が申し立てられたときは速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族、法定後見人に文書で報告します。

2 事業者は、利用者または家族、法定後見人が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対して一切の不利益を与えません。

(後見人)

第 15 条 事業者は、利用者に対して法定後見人または身元引受人を求める事があります。

但し、利用者に法定後見人または身元引受人をたてることが出来ない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 法定後見人または身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により、医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者協力すること。
- (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して、利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置を行う。

(その他)

第 16 条 この契約に定めのない事項について疑義が生じた時は、児童福祉法その他の関係法令に従い、利用者、家族、法定後見人または身元引受人、事業者が信義に従い誠実に協議決定します。

上記の契約を証するために、この契約書 2 通を作成し、利用者及び法定後見人または身元引受人及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を所持します。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 _____ (印)

事業者

所在地 岡山市中区江崎 1 3 5 - 1

名 称 株式会社 ウィルケア

代表者氏名 _____ 中村 忍 _____ (印)